

目的 伝統的生活空間としての縁側は、建築構造的にも住生活的にも、住宅の内と外を連続させる「つなぎの空間」として重要な役割を果たしてきた。しかし近年、都市住宅では縁側は衰退の途にあるとしばしば指摘されている。今日の生活にはそぐわないものとしてその存在理由を無くしているのであろうか。そこで、現代の住宅における縁側の保有実態を明らかにし、さらに使用実態と住意識の面から検討を加えようとした。

方法 調査対象は、和歌山市内とその近郊より建築年代に留意して選定した独立住宅を中心にしている。方法は、留置法によるアンケート調査、有効回収数は210、調査時期は1984年5月である。

結果 1)調査対象住宅の3/5に縁側が存在する。昭和50年代建築の新しい住宅では、その保有率とともに縁側規模が縮小し、また付属する部屋は客間(座敷)に集中している。その他、敷地および住宅延べ面積との関連もうかがえる。2)縁側を保有する場合、その生活上の用途は「庭への出入り」が最も多く、ついで「くつろぎの場」「廊下」などであるが、多目的に活用されているとはいえない。3)しかし、縁側の存在が部屋の寒暑を和らげ、広がり感を与え、情緒的にすぐれている点では、高く評価され、また縁側を保有しない住宅の場合でも「あればいい」と肯定的評価がなされている。4)縁側に代わる、あるいは類似の空間としてテラス・バルコニーが普及しているが、その用途は大部分が「ものほし」であり、縁側よりさらに限定されている。